名古屋市産後ケア事業事業者登録実施要綱

（趣旨）

第 1 条　この要綱は、名古屋市産後ケア事業実施要綱（以下「実施要綱」という。）第 3 条第 1 項及び第 4 条第 1 項の規定に基づき、名古屋市の委託を受けて名古屋市産後ケア事業（以下「産後ケア事業」という。）を実施する医療機関等（以下「事業者」という。）の登録に関し、必要な事項を定めるものとする。

（登録）

第 2 条　実施要綱に基づき、産後ケア事業を実施しようとする者は、名古屋市長（以下「市長」という。）の登録を受けなければならない。

2　前項の登録を受けようとする者は、次の各号に掲げる書類（以下「申請書等」という。）により、市長に申請しなければならない。

(1) 名古屋市産後ケア事業登録申請書（第 1 号様式）
(2) 産後ケア事業類似業務実績（第 2 号様式）
(3) 産後ケア事業実施基本計画書（第 3 号様式）
(4) 事業者の概要（第 4 号様式）
(5) 事業実施施設の図面（個室の面積を記載したもの。宿泊型及び通所型に限る。）
(6) 訪問型に従事する助産師の名簿（訪問型に限る。）
(7) 医療法における病院、診療所、助産所の届け出等の写し
(8) 定款（開設者が法人の場合）
(9) 事業所紹介ページ（産後ケア事業委託業務仕様書 別紙 2）
(10) その他市長が必要と認める書類

（審査及び登録の決定又は拒否）

第 3 条　市長は、申請書等を受理したときは、実施要綱第 3 条又は第 4 条に定める要件について審査し、登録の決定又は拒否を行うものとする。

2　市長は、前項による登録の決定を行ったときは、名古屋市産後ケア事業登録決定通知書（第 5 号様式）により、事業者に通知するものとする。

3　市長は、第 1 項による登録の拒否を行ったときは、名古屋市産後ケア事業登録拒否通知書（第 6 号様式）により事業者に通知するものとする。

（登録内容の変更）

第 4 条　前条の規定による登録の決定を受けた事業者は、申請書等に記載した事項について変更が生じたときは、名古屋市産後ケア事業登録変更届（第 7 号様式）に変更事項に応じて第 2 条第 2 項各号に定める書類を添付し、届け出なければならない。ただし、実施するサービスに追加が生じたときは、名古屋市産後ケア事業登録申請書（第 1 号様式）に、変更事項に応じて第 2 条第 2 項各号に定める書類を添付の上、市長に提出するものとする。

（現況の確認）

第 5 条　事業者は、名古屋市産後ケア事業者現況確認書（第 8 号様式）（以下「現況確認書」という。）に毎年 4 月 1 日現在（以下「基準日」という。）の現況を記載し、必要な書類を添付のうえ、市長に提出しなければならない。

2　前項に規定する現況確認書は，基準日の属する月の前月 15 日（前月 15 日が名古屋市の休日を定める条例（平成 3 年名古屋市条例第 36 号）第 2 条第 1 項に規定する本市の休日（以下「休日」という。）の場合は、その直前の休日でない日）までに市長に提出するものとする。

（登録の取消）

第 6 条　市長は、事業者が次のいずれかに該当するときは、登録内容の全部又は一部を取消すことができる。

(1) 申請書等に虚偽の事項を記載し、詐欺その他の不正事項があったとき。

(2) 実施要綱及び別に定める委託契約の規定に違反したとき。

(3) 実施要綱第 3 条又は第 4 条に定める要件に該当しなくなったとき。

2　市長は、前項により登録の取消を行ったときは、名古屋市産後ケア事業登録取消通知書（第 9 号様式）により事業者に通知するものとする。

（登録の辞退）

第 7 条　事業者は、産後ケア事業の全部を実施できなくなったときは、名古屋市産後ケア事業登録辞退届（第 10 号様式）を市長に提出するものとする。

（その他）

第 8 条　この要綱に定めるもののほか、登録等に関し必要な事項は市長が別に定めるものとする。

附　則

1　この要綱は、平成 27 年 7 月 29 日から施行する。

2　この要綱の施行の際現に名古屋市産後ケアモデル事業受託事業者募集要項の規定に基づいて提出されている産後ケアモデル事業の登録申請書及び添付書類は、この要綱の規定に基づいて提出されたものとみなす。

附　則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

1　この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

2　この要綱の施行の際現に名名古屋市産後ケアモデル事業事業者登録実施要綱の規定に基づいて提出されている名古屋市産後ケアモデル事業登録申請書及び添付書類は、

この要綱の規定に基づいて提出されたものとみなす。
3　この要綱の施行の際現に名古屋市産後ケアモデル事業事業者登録実施要綱の規定に基づいて作成されている様式は、当分の間修正して使用することができる。

附　則
1　この要綱は、令和 2年12月 1日から施行する。
2　この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の要綱の規定等に基づいて作成されている用紙は、この要綱による改正後の要綱の規定等にかかわらず、当分の間、修正して使用することができる。

附　則
1　この要綱は、令和 3年 4月 1日から施行する。

附　則
1　この要綱は、令和 5年 4月 1日から施行する。

附 則
1　この要綱は、令和 7年10月 1日から施行する。ただし、第 2条、第 3条、第 4条及び第 7条の改定規定については、令和 7年 7月17日から施行する。
2　改正前の実施要綱において、第 2条に規定する登録を受けようとするときは、第 2条第 2項各号に掲げる申請書等を令和 7年 7月17日までに市長に提出しなければならない。
3　この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の名古屋市産後ケア事業事業者登録実施要綱の規定（以下「旧要綱」という。）に基づいて作成されている用紙は、この要綱による改正後の名古屋市産後ケア事業事業者登録実施要綱の規定（以下「新要綱」という。）にかかわらず、当分の間、修正して使用することができる。
4　この要綱の施行の際現に旧要綱に基づいて提出されている申請書等は、新要綱に基づいて提出されたものとみなす。

附 則
1　この要綱は、令和 8年 4月 1日から施行する。
2　この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の要綱の規定等に基づいて作成されている用紙は、この要綱による改正後の要綱の規定等にかかわらず、当分の間、修正して使用することができる。
3　この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の規定に基づいて提出されている申請書等は、この要綱による改正後の規定に基づいて提出されたものとみなす。
4　この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の規定に基づいて交付されている通知書等は、この要綱による改正後の規定に基づいて交付されたものとみなす。

第 1 号様式

年　月　日

（宛先）名古屋市長

開設者（法人：所在地・法人名・代表者氏名／個人：住所・氏名（事業所名ではなく個人名））

住　所

氏　名

名古屋市産後ケア事業登録申請書

名古屋市産後ケア事業の登録を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

1　実施事業所

（名　称）

（所在地）

（管理者氏名）

2　実施するサービス（該当する項目に☑をしてください。）

□　宿泊型　　□　通所型　　□　訪問型

3　確認事項

※以下のことを確認し☑をすること。なお、いずれかの項目に該当しない場合は申請できません。

□　募集要項に記載の応募資格及び事業者の要件を全て満たしている

□　実施するサービスについて、仕様書に記載された内容に沿って実施することができる

□　産後ケア事業実施基本計画書（第 3 号様式）に記載の「施設基本情報」、「産後ケア事業の予約」、「産後ケア事業の受入可能な対象者」、「施設情報（宿泊型・通所型実施施設）」及び「対応地域（訪問型実施施設）」、事業所紹介ページ（産後ケア事業委託業務仕様書 別紙 2）の情報は、利用者やウェブサイト上等に公開することを了承する

□　自院患者以外の利用も受け入れることができる

4　添付書類

□　産後ケア事業類似業務実績（第 2 号様式）

□　産後ケア事業実施基本計画書（第 3 号様式）

□　事業者の概要（第 4 号様式）

□　事業実施施設の図面（個室の面積を記載）

□　訪問型に従事する助産師の名簿　※訪問型実施施設のみ

□　医療法に基づき、病院、診療所、助産所について保健所へ提出した開設届の写し（受理印等により提出済みであることが確認できるもの）

□　定款（開設者が法人の場合）

□　事業所紹介ページ（産後ケア事業委託業務仕様書 別紙 2）

第 2 号様式

産後ケア事業類似業務実績

<table>
<tr><td>類似業務の名称</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td>実　施　時　期</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td>業 務 の 概 要</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">利　用　実　績</td><td>事業名</td><td>年度</td><td>実利用者数</td><td>延利用日数</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>利用料金（円）</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td>サ　ー　ビ　ス
提 供 の 特 徴</td><td colspan="4"></td></tr>
</table>

第 3 号様式

産後ケア事業実施基本計画書

1　施設基本情報

施設名称	
施設住所	

2　管理者および責任者

区分	氏名	資格又は職種	所属・役職
施設管理者			
宿泊型実施責任者			
通所型実施責任者			
訪問型実施責任者			

（助産所の場合のみ記入）

嘱託医師名	
所属医療機関名	
連携医療機関名	

※出張専門で嘱託医師がいない場合は以下を確認し☑すること。

□訪問型でのケアを実施する際、必要時に近隣医療機関と連携をとることができる。

3　産後ケア事業の予約

担当者・部署等	
予約受付方法	□電話　□メール　□ホームページの予約フォーム □その他（　　）
電話番号等	予約電話番号： 問合せ電話番号： メールアドレス： ホームページURL：
対応可能曜日	□月曜日　□火曜日　□水曜日　□木曜日　□金曜日 □土曜日　□日曜日
対応可能時間	

4　産後ケア事業の従事者（従事可能な職員数を記入）

職種	宿泊型・通所型	訪問型
助産師　※	人	人
看護師	人	
保健師	人	
心理士、保育士等	人	

※産後ケア実施時間内に、本事業に従事できる助産師１名以上の配置が必須

5　産後ケア事業の受入可能な対象者（※本事業の委託料内で実施）

	宿泊型	通所型	訪問型
児の月齢	□０～４か月程度 □０～６か月程度 □０～１歳以内	□０～４か月程度 □０～１歳以内	□０～４か月程度 □０～１歳以内
多胎児の受入	□可　□不可	□可　□不可	□可　□不可

6　施設情報　（宿泊型・通所型実施施設）

産後ケア事業で利用可能な居室（病室）の最大数 ※母子１組当たり 6.3 ㎡以上の個室	室
固定型のパーテーション等で区切られた母子１組当たり 6.3 ㎡以上のスペース（通所型のみ）	室
入浴施設	□有　□無
その他設備	□母子の寝具　□沐浴指導設備 □授乳スペース　□児の体重測定場所

7 対応地域　（訪問型実施施設）

訪問可能な範囲	□　名古屋市内　全域 □　名古屋市内　一部地域 （　　）

第 4 号様式

事業者の概要

事業者名称		
所在地		
ふりがな 代表者氏名		
設立年月日		
連絡先	電話番号	
	FAX 番号	
	メールアドレス	
特記事項		

第５号様式

名古屋市産後ケア事業登録決定通知書

年　　月　　日

様

名古屋市長

年　　月　　日付で申請のありました名古屋市産後ケア事業登録申請について、下記のとおり登録することを決定したので、通知します。

記

１　登録事業所

（名　称）

（所在地）

（管理者氏名）

２　登録サービス

３　登録開始年月日

1　この決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 箇月以内に名古屋市長に対して審査請求をすることができます。なお、3 箇月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して 1 年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

2　この決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日（審査請求をしたときは、裁決の送達を受けた日）の翌日から起算して 6 箇月以内に、名古屋市を被告として（市長が被告の代表となります。）処分の取消しの訴え（取消訴訟）を提起することができます。なお、6 箇月以内であっても、決定又は裁決の日から 1 年を経過すると取消訴訟を提起することができなくなります。

第6号様式

名古屋市産後ケア事業登録拒否通知書

年　　月　　日

様

名古屋市長

年　　月　　日付で申請のありました名古屋市産後ケア事業登録申請について、下記のとおり登録を行うことを拒否しますので通知します。

記

1　拒否する事業者
（名　称）
（所在地）
（代表者氏名）

2　拒否する事業所
（名　称）
（所在地）
（管理者氏名）

3　拒否する理由

1　この決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 箇月以内に名古屋市長に対して審査請求をすることができます。なお、3箇月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

2　この決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日（審査請求をしたときは、裁決の送達を受けた日）の翌日から起算して 6 箇月以内に、名古屋市を被告として（市長が被告の代表となります。）処分の取消しの訴え（取消訴訟）を提起することができます。なお、6箇月以内であっても、決定又は裁決の日から 1 年を経過すると取消訴訟を提起することができなくなります。

第 7 号様式

名古屋市産後ケア事業登録変更届

年　　月　　日

（宛先）名古屋市長

開設者（法人：所在地・法人名・代表者氏名／個人：住所・氏名（事業所名ではなく個人名））
住　所
氏　名

年　　月　　日付で決定のありました名古屋市産後ケア事業登録の内容について、下記のとおり変更がありましたので届け出ます。

記

1　実施事業所
（名　称）
（所在地）

2　変更内容

事項	変更前	変更後

※登録内容に変更が生じた場合は、本様式に変更事項に応じて第 2 条第 2 項各号に定める書類を添付し、提出してください。
※登録サービスを追加する場合は、名古屋市産後ケア事業登録申請書（第 1 号様式）に第 2 条第 2 項各号に定める書類を添付し、提出してください。

3　変更年月日
年　　月　　日

第 8 号様式

年　月　日

（宛先）名古屋市長

開設者（法人：所在地・法人名・代表者氏名／個人：住所・氏名（事業所名ではなく個人名））
住　所
氏　名

名古屋市産後ケア事業者現況確認書

名古屋市産後ケア事業事業者登録実施要綱に基づき、名古屋市産後ケア事業者現況確認書を届け出ます。

記

1　実施事業所
（名　称）
（所在地）

2　登録しているサービス
□　宿泊型　　□　通所型　　□　訪問型

3　確認事項
※以下のことを確認し☑をすること。なお、いずれかの項目に該当しない場合は産後ケア事業者の要件を満たしません。
□　名古屋市産後ケア事業事業者登録実施要綱及び名古屋市産後ケア事業実施要綱を遵守している。
□　本市が定めるサービス内容に沿って実施することができる。
□　産後ケア事業実施基本計画書（第 3 号様式）に記載の「施設基本情報」、「産後ケア事業の予約」、「産後ケア事業の受入可能な対象者」、「施設情報（宿泊型・通所型実施施設）」及び「対応地域（訪問型実施施設）」、事業所紹介ページ（産後ケア事業委託業務仕様書 別紙 2）の情報は、利用者やウェブサイト上等に公開することを了承する。
□　自院患者以外の利用も受け入れることができる。

4　添付書類
□　産後ケア事業実施基本計画書（第 3 号様式）
□　訪問型に従事する助産師の名簿　※訪問型実施施設のみ
□　事業所紹介ページ（産後ケア事業委託業務仕様書 別紙 2）
※登録時の情報と変更がある場合のみ

※登録内容に変更が生じた場合は、名古屋市産後ケア事業登録変更届（第 7 号様式）に変更事項に応じて第 2 条第 2 項各号に定める書類を添付し、本確認書と併せて提出してください。
※登録サービスを追加する場合は、名古屋市産後ケア事業登録申請書（第 1 号様式）に第 2 条第 2 項各号に定める書類を添付し、提出してください。
※登録サービス全てを辞退される場合は、名古屋市産後ケア事業登録辞退届（第 10 号様式）を提出してください。

担当者連絡先	担当者名　　（部署　　）　電話番号

第 9 号様式

名古屋市産後ケア事業登録取消通知書

年　　月　　日

様

名古屋市長

名古屋市産後ケア事業登録について、下記のとおり登録を取消しましたので、通知します。

記

1　取消年月日
　　年　　月　　日

2　取消す登録内容
□ 事業所登録
（名　称）
（所在地）
（管理者氏名）

□ サービス内容
□ 宿泊型
□ 通所型
□ 訪問型

3　取消理由

1　この決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 箇月以内に名古屋市長に対して審査請求をすることができます。なお、3 箇月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して 1 年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

2　この決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日（審査請求をしたときは、裁決の送達を受けた日）の翌日から起算して 6 箇月以内に、名古屋市を被告として（市長が被告の代表となります。）処分の取消しの訴え（取消訴訟）を提起することができます。なお、 6 箇月以内であっても、決定又は裁決の日から 1 年を経過すると取消訴訟を提起することができなくなります。

第 10 号様式

名古屋市産後ケア事業登録辞退届

年　　月　　日

（宛先）名古屋市長

開設者（法人：所在地・法人名・代表者氏名／個人：住所・氏名（事業所名ではなく個人名））
住　所
氏　名

年　　月　　日付で決定のありました名古屋市産後ケア事業登録について、下記のとおり登録を辞退しますので届け出ます。

記

1　辞退する登録事業所
事業所登録
（名　称）
（所在地）
（管理者氏名）

2　辞退理由

3　辞退年月日
年　　月　　日